

日本水道協会中部地方支部規則

(名 称)

第 1 条 当支部は、日本水道協会中部地方支部という。

(事務所の位置)

第 2 条 当支部は、事務所を支部長所在地に置く。

(目 的)

第 3 条 当支部は、区域内において、日本水道協会の事業を推進するため、諸般の調査研究その他必要な事項を行ない、かつ、会員相互の連絡親睦を図るをもって目的とする。

(会 員)

第 4 条 当支部は、次の会員をもって構成する。

- 一 日本水道協会の定める区域内の日本水道協会会員。
- 二 当支部に入会を希望する区域外の本部会員、役員会の承認を得て、当支部の会員となった者。
- 三 水道の普及発達に特別の功績があった者で、支部長の推薦により総会の承認を得て、当支部の名誉会員となった者。

(役 員)

第 5 条 当支部に次の役員をおく。

支 部 長	1 名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 理事は、当支部区域内の県支部長及び協会本部役員を以てあてる。
- 3 前項の理事のほか必要があるときは、会員のうちから支部総会において理事を選任することができる。
- 4 監事は、支部総会において選任する。
- 5 選任された役員の任期は、2年とする。
但し、その終期は任期満了の年の支部定時総会終結の日とする。

(職 務)

第 6 条 支部長は、支部に属する会務を掌理し、当支部を代表する。

2 役員は、役員会を構成し、重要会務を審議する。

3 支部長に事故があるときは、役員会において、あらかじめ定めた役員がその職務を代理する。

4 監事は、支部に属する会務を監査する。

(理事及び監事補選)

第 7 条 理事及び監事に欠員を生じたときは、補欠者を選任する。但し、支部長において会務執行上支障がないと認めたときは、改選期までこれを行わないことができる。

2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任の報告)

第 8 条 役員を選任したときは、支部長は直ちにその氏名を会長に報告するものとする。

(支部総会)

第 9 条 支部総会は、支部の意志決定の最高機関であって、これを定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、支部会員の 3 分の 1 以上よりその目的を示して請求があったとき、又は支部長が特に必要と認め、役員会の承認を得たときは、これを開催することができる。

(支部総会付議事項)

第 10 条 支部総会に付議する事項は、概ね次の通りとする。

- 一 当支部規則を変更すること。
- 二 歳入歳出予算を定めること。
- 三 決算報告を認定すること。
- 四 日本水道協会総会及び部会に提出すべき議件を議決すること。
- 五 その他特に重要なこと。

(役員会審議事項)

第 11 条 役員会の審議する事項は、概ね次の通りとする。

- 一 支部総会から委任されたこと。

二 その他会務執行上重要なこと。

- 2 役員会は、緊急を要する事項で支部総会を開くことが困難な場合は、支部総会に代りこれを議決することができる。
- 3 前項によって議決した事項は、次の支部総会に報告し、その承認を得なければならない。

(会議の招集および議長)

第 12 条 支部総会及び役員会は、支部長が招集する。

- 2 支部総会の議長は、開催地代表とし、役員会の議長は支部長とする。
- 3 支部長は、支部総会及び役員会に提出しようとする事項をなるべく会期 5 日前に通知するものとする。

(議事の決定)

第 13 条 支部総会の議事の決定は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

但し、第 10 条第 1 号については、当支部会員の 2 分の 1 以上出席し、その 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

(議決事項の報告)

第 14 条 支部総会において、日本水道協会の総会及び部会に提出すべき事項を決定したときは、支部長は各事項ごとに提案の理由を付し、会長に提出するものとする。

- 2 支部総会で議決した予算その他事項及び決算については、速かに支部長は、会長に報告するものとする。

(会 費)

第 15 条 会員は、支部の事業を遂行するため、次の各号に掲げる区分に従い、毎年度当該年度の会費を納入しなければならない。

但し、名誉会員及び特別会員はこの限りではない。

- 一 正 会 員 日本水道協会本部会費年額の 100 分の 30 相当額
- 二 賛助会員 日本水道協会本部会費年額の 100 分の 20 相当額
- 2 前項の会費は、当該年度 5 月 31 日までに納入しなければならない。
- 3 年度中の新会員は、その年度の総会終了前においては全額、終了後は半額とし、支部指定の期

日までに納入しなければならない。

4 退会又は、除名の会員は、当該年度の会費は納入しなければならない。

(会計年度)

第 16 条 支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(委 任)

第 17 条 この規則施行について、必要な事項は、役員会にはかり支部長がこれを定める。

日本水道協会中部地方支部規則第 15 条第 1 項に規定する会費の額の特例に関する規則

第1条 平成 21 年度から平成 26 年度までの間において会員が納入すべき会費の額の算出に当たっては、日本水道協会中部地方支部規則第 15 条第 1 項にかかわらず、同項中「100 分の 30 相当額」とあるのは「1000 分の 285 相当額」と、「100 分の 20 相当額」とあるのは「100 分の 19 相当額」と読み替えるものとする。

第2条 この規則は、第 86 回総会における議決の日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 22 日第 5 号議案）

この規則は、第 89 回総会における議決の日から施行する。